石川県情報公開審査会の答申概要（答申第２４３号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成１２年石川県条例第４６号。以下「条例」という。）第１９条第１項の規定により、令和８年４月１６日付け諮問建第１９８号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

１　審査請求人が行った公開請求の内容

「勤務先の名称欄・所在地欄」の公開

実施機関が、令和７年８月１日付け建第９３６号で、公開した［建築士の氏名］二級建築士の、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第５条の２（住所等の届出）に係る、「二級建築士住所等の届出」（以下「二級建築士住所等の届出」という。）に記載の、「勤務先の名称欄・所在地欄」を公開するよう求める。

２　公開請求に対する処分の内容

公文書却下決定（以下「本件却下」という。）

３　実施機関

石川県知事（建築住宅課）

４　審査請求の経緯

公開請求　　令和８年　３月１６日
本件却下　　令和８年　３月３１日
審査請求　　令和８年　４月　５日
諮　　問　　令和８年　４月１６日
答　　申　　令和８年１０月３０日

５　審査請求の趣旨

本件却下を取り消して、［建築士の氏名］二級建築士の「二級建築士住所等の届出」に係る「勤務先の名称欄及び所在地欄」を公開することを求める。

６ 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結　論

本件却下は妥当である。

(2) 争　点

審査請求人は、令和７年８月１日付け建第９３６号公文書一部公開決定（以下「別件処分」という。）において非公開とした情報を公開すべきであると主張している。これに対し、実施機関は、審査請求人の主張は、別件処分について行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定による審査請求を希望しているものであり、本件公開請求は条例の規定による公文書公開請求には該当しないため、本件却下を行ったと主張している。

(3) 審査会の判断理由

審査請求人は、実施機関が本件公開請求の趣旨の確認を行った際に、別件処分に係る審査請求を希望する旨の回答を行っており、意見書においても、対象事案として「令和７年８月１日付け建第９３６号一部公開決定」と特定していることから、別件処分に対する審査請求をしたい意図であったと考えられるため、本件公開請求は条例の規定による公文書公開請求には該当しない。

７　審議経緯

審査回数３回

答申第２４３号

答　申　書

令和８年１０月３０日

石川県情報公開審査会

第１　審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人が行った公文書公開請求を却下（以下「本件却下」という。）したことは、妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　公開請求書の提出

審査請求人は、令和８年３月１６日付けで、石川県情報公開条例（平成１２年石川県条例第４６号。以下「条例」という。）第６条第１項に規定する公開請求書に、次のとおり記載して、実施機関に提出した（以下「本件公開請求」という。）。

（請求に係る公文書の内容）

ア　「勤務先の名称欄・所在地欄」の公開

実施機関が、令和７年８月１日付け建第９３６号で、公開した［建築士の氏名］二級建築士の、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第５条の２（住所等の届出）に係る、「二級建築士住所等の届出」（以下「二級建築士住所等の届出」という。）に記載の、「勤務先の名称欄・所在地欄」を公開するよう求める。

イ　公開を求める理由

（ア）　国土交通省の令和７年４月１日付け「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」において、建築士の職務遂行における公的な情報として、勤務先の名称・所在地と所属建築士の氏名・登録番号は公開されており、［建築士事務所の名称］の情報（所属建築士氏名等）も公知になっているため

（イ）　実施機関は、令和７年１１月１１日付け建第１７２６号の一部公開を取り消して、令和８年２月２４日付け建第２５３１号において、［建築士の氏名］（二級建築士）の勤務先の名称欄及び所在地欄の公開を決定したが、石川県情報公開審査会は答申書で公開しなかったため

２　公開請求書の記載内容の確認

実施機関は、公開請求書に記載されている内容（以下「記載内容」という。）の趣旨を確認するため、令和８年３月２４日付けで、審査請求人に対し次の選択肢を提示し、どちらの趣旨であるか回答を求めた（以下「内容確認」という。）。

（選択肢１）

令和７年８月１日付け建第９３６号公文書一部公開決定（以下「別件処分」という。）に係る公文書の写しの再送付を希望されている場合　写しの送付費用として計１２０円を現金書留または定額小為替により送付いただければ再度写しを送付します（この場合は、今回の請求は取り下げとして処理します。）

（選択肢２）

別件処分について、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）の規定による審査請求を希望されている場合　公文書公開請求と審査請求の手続きとは異なる手続きであるため、今回の請求については却下させていただきます。

審査請求人は、令和８年３月２７日付けで、実施機関に対し、選択肢２を選択する旨の回答を行った。

３　実施機関の決定

実施機関は、令和８年３月３１日付けで、次の理由を付して本件却下を行い、審査請求人に対して通知した。

（却下の理由）

条例の規定による公文書公開請求に該当しないため

（※）請求者に内容確認したところ、別件処分について、法の規定による審査請求を行う趣旨であるとの回答があった。

４　審査請求

審査請求人は、本件却下を不服として、令和８年４月５日付けで、法第２条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

５　諮　問

実施機関は、令和８年４月１６日付けで、条例第１９条第１項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書

（１）趣　旨

本件却下を取り消して、［建築士の氏名］二級建築士の「二級建築士住所等の届出」に係る「勤務先の名称欄及び所在地欄」を公開することを求める。

（２）理　由

ア　国土交通省の「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」において、建築士の職務遂行における公的な情報として勤務先の名称・所在地と所属建築士の氏名・登録番号は公開されており、［建築士事務所の名称］の情報（所属建築士氏名等）も公知になっているため。

イ　［建築士の氏名］二級建築士と［建築士の氏名］一級建築士は、生年月日および定期講習会の受講日時・修了番号から、同一人物である。

国土交通大臣は、令和８年３月３１日付け「裁定書（裁決書）」において、［建築士の氏名］一級建築士の「一級建築士住所等の届出」の勤務先の名称・所在地を公開する裁定（裁決）を下した。

よって、実施機関には、［建築士の氏名］二級建築士の「二級建築士住所等の届出」の勤務先の名称・所在地を公開する義務があるため。

２　意見書

（１）対象事案

実施機関が令和７年８月１日付け建第９３６号で公開した、［建築士事務所の名称］が、所属建築士とした［建築士の氏名］二級建築士の「二級建築士住所等の届出」

（２）意見の趣旨

審査請求人は、実施機関が［建築士事務所の名称］の所属建築士とする［建築士の氏名］二級建築士の公的情報である「勤務先の名称及び所在地」を記載した「二級建築士住所等の届出」を公開することを請求する。

（３）意見の理由

実施機関は、建築士の「勤務先の名称・所在地」は個人情報として非公開としたが、実施機関が個人情報として公開しない事由は存在しない。

第４　実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

（１）趣　旨

本件審査請求については、棄却されることが適当である。

（２）理　由

ア　根拠法令等の規定

条例第５条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。」と規定している。

イ　本件却下の内容及び理由

（ア）審査請求人に確認した事実

記載内容の趣旨を確認するため、令和８年３月２４日付けで、内容確認を行った。

審査請求人は、実施機関に対し、令和８年３月２７日付けで、「別件処分について、法の規定による審査請求を希望」している旨の回答を行った。

（イ）根拠法令等へのあてはめ

審査請求人は、別件処分について法の規定による審査請求を希望しているということであるが、法の規定による審査請求と、条例の規定による公文書公開請求は異なる手続きであり、本件公開請求は条例第５条に規定する公文書公開請求に該当しない。

（ウ）本件却下の内容及び理由

上記の事実及び根拠法令等への当てはめにより、実施機関は「条例の規定による公文書公開請求に該当しないため」という理由を付して本件却下を行った。

第５　当審査会の判断

１　条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

２　本件審査請求における争点について

審査請求人は、実施機関は本件却下を取り消して、別件処分において非公開とした情報を公開すべきであると主張している。

実施機関は、審査請求人の主張は、別件処分について法の規定による審査請求を希望しているものであり、本件公開請求は条例の規定による公文書公開請求には該当しないため、本件却下を行ったと主張している。

３　本件却下の妥当性について

当審査会事務局職員をして実施機関に経緯を確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

・記載内容は別件処分に係る審査請求のように読むことができるため、審査請求人に対し、別件処分に係る公文書の写しの再交付を希望しているのか、それとも別件処分について法の規定による審査請求を希望しているのか、という二つの選択肢を提示し、内容確認を行ったところ、審査請求人から、別件処分に対する審査請求を希望している旨の回答があった。

・審査請求人の意向が審査請求の手続きを希望するものである以上、公文書公開請求の補正では対応できないため、本件公開請求については、却下せざるを得なかった。

審査請求人は、実施機関が内容確認を行った際に、別件処分に係る審査請求を希望する旨の回答を行っており、意見書においても、対象事案として「令和７年８月１日付け建第９３６号一部公開決定」と特定していることから、別件処分に対する審査請求をしたい意図であったと考えられる。そうすると、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が行った本件却下は妥当である。

４　結　論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

５　付　言

実施機関は、公文書公開請求書の記載内容の趣旨が不明確であると判断し、審査請求人に対し、内容確認のための文書を送付しているが、その文書の内容が必ずしも十分ではなかったと考えられる。

すなわち、審査請求人が公文書公開請求書において、別件処分で部分公開した「二級建築士住所等の届出」のうち非公開とされた「勤務先の名称欄・所在地欄」の公開を求めていることから、別件処分に係る審査請求であると理解することができるほか、特定二級建築士の勤務先の名称及び所在地が記載されている公文書の公開を新たに請求したと理解することもできる。実施機関は、このような場合、この二つのどちらであるかを端的に質問することが適切であったと考えられる。

第６　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

（審査会の処理経過）

年月日	内　容
令和８年　４月１６日	実施機関から諮問を受けた（諮問建第１９８号）。
８年　８月　５日 （第３７５回審査会）	事案の審議を行った。
８年　８月１７日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
８年　９月２４日 （第３７６回審査会）	事案の審議を行った。
８年１０月１４日 （第３７７回審査会）	事案の審議を行った。